

○湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例

昭和37年6月11日
条例第6号

(目的)

第1条 [この条例](#)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(昭40条例2・一部改正)

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(昭43条例1・昭46条例1・平18条例1・平22条例2・一部改正)

(職務の等級及び給料表)

第3条 職員の職務は、6等級に分類する。

2 [前項](#)に規定する分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、任命権者が別に定める。

3 給料表は、[別表第1](#)のとおりとする。

4 任命権者はすべての職員の職を[第1項](#)に規定する等級のいずれかに格付けし、[前項](#)の給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

(昭52条例1・平11条例1・一部改正)

(昇給及び昇給の基準)

第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、任命権者が別に定める基準に従つて決定する。

2 職員を昇格(職員の職務の等級をその上位の等級に変更することをいう。)させるには、昇格させようとする職務の等級に適すると認められる場合に限るものとする。

3 職員がその職務の等級から他の職務の等級に移つた場合における号給は、任命権者が別に定めるところにより決定する。

4 職員が現に受けている等級の号給を受けるに至つたときから、12カ月を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の等級における給料額の幅の中において、直近上位の号給に昇給させることができる。

5 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、[前項](#)の規定にかかわらず、[同項](#)に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受けている号給より2号給以上上位の号給に昇給させ、又はそのいずれをもあわせて行なうことができる。

6 職員の給料月額が、その属する職務の等級における給料額の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の等級にある間は、昇給しない。ただし、その給料額を受けるに至つたときから24カ月(その給料額が、職務の等級における給料の幅の最高額である場合にあつては、18カ月)を下らない期間を良好な成績で勤務したものについては、その者の属する職務の等級における給料の幅の最高額をこえてその者が現に受ける給料月額の属する等級内の最高額とその1号下位の給料月額との差額だけ昇給させることができる。[前3項](#)に規定する昇給は、予算の範囲内で行なわなければならない。

(給料の支給)

第5条 給料の計算期間(以下「給料期間」という。)は月の1日から末日までとし、毎月15日に当月分を支給する。ただし、[第2項](#)及び[第3項](#)の規定により、給料を支給する場合のほか特別の事情のある場合においては、別に任命権者の定める日に支給日とすることができる。

2 新たに職員となつたものには、その日から給料を支給し、昇給、降給、休職等により、給料支給額に異動を生じたものには、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が退職したときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。

4 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、給料及び扶養手当、これらに対する地域手当の合計額(以下「基本給」という。)並びに住居手当及び期末手当を支給する。

5 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して、休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに基本給、住居手当及び期末手当の全額

を、その休職期間が満2年に達するまでは、基本給、住居手当及び期末手当の100分の80を、その期間が満3年に達するまでは、勤続10年以上の者に限り、基本給、住居手当及び期末手当の100分の60を支給する。

- 6 職員が前2項以外の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、基本給、住居手当及び期末手当は100分の80を支給する。
- 7 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、基本給及び住居手当の100分の60以内を支給する。第2項及び第3項の規定により、給料を日割によつて支給する場合の給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基準として計算する。

(昭36条例3・昭41条例1・昭42条例3・昭43条例1・昭45条例2・昭48条例9・昭52条例1・平18条例1・一部改正)

(復職時等における給料月額調整)

第5条の2 休職等のため勤務しなかつた職員が復職し又は再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至つた日以後において、その者の給料月額を調整することができる。

- 2 前項の調整の基準及び方法は別に任命権者が定める。
(昭45条例2・追加)

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に支給する。

- 2 前2項の扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 不具廃疾者

- 3 扶養手当の月額を、次の各号に掲げる扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる者 15,000円
- (2) 前項第2号に掲げる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。) 15,000円
- (3) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち前号に該当するもの以外の者 8,600円

- 4 扶養親族たる子で15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの(以下「特定期間にある子」という。)がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、4,500円に当該特定期間にある子の数(扶養親族たる子のうち前項第2号に該当する子がいる場合は、当該特定期間にある子の数から1を減じた数)を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 扶養手当は、毎月支給定日に当月分を支給する。ただし、その日までに、扶養手当に係る事実が確認できない場合等でその日において支給することができないときは、別に任命権者の定める日において支給することができる。

(昭41条例1・昭42条例1・昭44条例1・昭45条例2・昭47条例1・昭48条例9・昭49条例7・昭51条例1・昭52条例1・昭52条例6・昭53条例2・昭54条例4・昭55条例3・昭57条例2・昭59条例2・昭60条例5・昭61条例1・昭62条例1・昭63条例1・平元条例2・平4条例1・平5条例1・平6条例1・平7条例1・平8条例1・平9条例1・平10条例1・平11条例1・平13条例1・平15条例1・平15条例2・平18条例1・平19条例2・平23条例7・一部改正)

(地域手当)

第6条の2 職員に対し当分の間、地域手当を支給する。

- 2 前項に規定する地域手当の月額を、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た額とする。
- 3 地域手当の支給については、第5条の規定を準用する。

(昭43条例1・追加、昭46条例1・昭57条例2・昭61条例1・平6条例1・平7条例1・平18条例1・平21条例1・一部改正)

第7条 新たに職員になつた者に、扶養親族がある場合、又は職員に次の各号の一に、該当する事実が生じた場合、その職員は直ちにその旨を、任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が、離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員にさらに、第1項第1号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子(第6条第3項第2号に該当する子を除く。)で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(昭41条例1・平6条例1・一部改正)

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である職員で別に規則で定める者以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、別に規則で定めるところにより算出したその者の月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,000円。ただし、自転車等の用具を使用するもののうち、家用自動車を使用することを常例とする職員にあつては、その使用距離が片道5キロメートル未満である職員にあつては3,600円、5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,000円、10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては4,500円、15キロメートル以上である職員にあつては5,800円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して別に規則で定める区分に応じ運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額、第

[1号](#)に掲げる額又は[前号](#)に掲げる額

- 3 前各号に規定するもののほか、通勤方法の変更等による支給額の改定その他、通勤手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。
- 4 [第5条第1項](#)の規定は、通勤手当の支給について準用する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等でその日において支給することができないときは、別に任命権者の定める日において支給することができる。
(昭39条例3・昭40条例1・昭41条例1・昭42条例1・昭44条例1・昭45条例2・昭47条例1・昭48条例1・昭49条例7・昭51条例1・昭52条例1・昭53条例2・昭55条例3・平15条例2・一部改正)

(住居手当)

第8条の2 住居手当は、世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員(公共的建物に居住する職員を除く。)のうち、満34歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を負担するものに対し、[次の各号](#)に掲げる職員の区分に応じて、[当該各号](#)に掲げる額を支給する。

- (1) 月額15,000円以上の家賃を負担する職員 15,000円
 - (2) 月額15,000円未満の家賃を負担する職員 負担する家賃の月額
- 2 住居手当の支給については、[第5条](#)の規定を準用する。
 - 3 [前2項](#)に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(昭46条例1・追加、昭48条例1・昭48条例9・昭49条例7・昭51条例1・昭52条例1・昭52条例6・昭59条例2・昭60条例5・昭61条例1・昭63条例1・平元条例2・平2条例1・平13条例1・平15条例1・平25条例1・一部改正)

第9条 削除 (平12条例2)

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権者の承認を受けた場合を除く外、その勤務しない1時間につき、[第16条](#)に規定する勤務1時間当たりの給料等の合計額を減額して給与を支給する。

(平6条例1・一部改正)

(超過勤務手当)

第11条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、[第16条](#)に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日([第13条](#)の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務
 - (2) [前号](#)に掲げる勤務以外の勤務
- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、[第1項](#)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、[第16条](#)に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(平6条例1・平22条例2・平22条例5・平23条例7・一部改正)

(夜勤手当)

第12条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対しては、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、[第16条](#)に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に100分の25を乗じて得た額の合計額を夜間勤務手当として支給する。

- 2 休日において、正規の勤務時間中に、勤務した全時間に対して勤務1時間につき、[第16条](#)に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125を休日勤務手当として支給する。

(平6条例1・一部改正)

(休日勤務手当)

第13条 職員には、正規の勤務日が休日([湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する](#)

[条例\(昭和37年6月湖南衛生組合条例第5号\)第7条](#)に規定する日をいう。以下同じ。)に当たつても正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき[第16条](#)に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に100分の125から100分の150までの範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(平6条例1・平12条例2・一部改正)

(当直手当)

第14条 宿直又は日直を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,500円(土曜日の宿直勤務については6,750円)又は2,250円をそれぞれ宿直又は日直手当として支給する。

2 [前項](#)の勤務は、[前3条](#)の勤務に含まれないものとする。

(昭43条例1・昭47条例3・昭49条例7・昭51条例1・昭52条例1・昭52条例6・昭53条例2・一部改正)

(管理職手当)

第15条 管理又は監督の地位にある職員で任命権者の指定するものには、別に定める管理職手当を支給し、[第11条](#)から[第14条](#)までの規定は適用しない。

2 [前項](#)に規定する管理職手当の支給については、[第5条](#)の規定を準用する。

(昭44条例1・昭49条例1・平12条例2・一部改正)

(勤務1時間当たりの給料等の額の算出)

第16条 勤務1時間当たりの給料等の額は、当該職員の給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額をその者の1週間の勤務時間に52を乗じたものから休日の合計日数に7時間45分を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

(昭43条例1・平6条例1・平12条例2・平15条例1・平18条例1・平22条例2・平25条例1・一部改正)

(超過勤務手当、夜勤手当、休日勤務手当、当直手当及び旅費の支給日)

第17条 超過勤務手当、夜勤手当、休日勤務手当、当直手当及び旅費は、毎月支給定日にその前月分を支給する。

(昭44条例1・追加、昭45条例2・平12条例2・平22条例2・一部改正)

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下[この条](#)、[第19条の2](#)及び[第19条の3](#)においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日から起算して15日をこえない範囲内において任命権者が定める日([第19条の2](#)及び[第19条の3](#)においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。この場合、これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で任命権者の定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の支給額は、国及び他の地方公共団体の職員の給与その他の事情を考慮して、任命権者が定める。

3 期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在([第1項](#)の規定により退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員に支給する場合は、当該職員が退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。[次条](#)において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。

4 給料表でその職務の等級が4等級以上である職員及び規則で定める職員については、[前項](#)の規定にかかわらず、[同項](#)に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を[前項](#)の期末手当基礎額とする。

(昭38条例2・昭41条例1・一部改正、昭44条例1・旧第17条繰下、昭47条例4・平3条例1・平10条例2・平18条例1・平22条例5・一部改正)

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下[この条](#)においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日から起算して15日をこえない範囲内において任命権者が定める日に支給する。この場合、これらの基

準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で任命権者の定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、[前項](#)に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の67.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 [前項](#)の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 [前条第4項](#)の規定は、[第2項](#)の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、[同条第4項](#)中「前項」とあるのは、「次条第3項」と、「期末手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

(昭38条例2・昭39条例3・昭40条例1・昭41条例1・昭43条例1・一部改正、昭44条例1・旧第18条繰下、昭47条例4・昭48条例9・平元条例3・平3条例1・平10条例2・平13条例1・平18条例1・平20条例2・平22条例5・平23条例7・一部改正)

(期末手当の不支給)

第19条の2 [次の各号](#)のいずれかに該当する者には、[第18条第1項](#)の規定にかかわらず、[当該各号](#)の基準日に係る期末手当([第4号](#)に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員([前2号](#)に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(4) [次条第1項](#)の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(平10条例2・追加)

(期末手当の一時差止め)

第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。[第3項第3号](#)において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。

2 [前項](#)の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けたものは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、[次の各号](#)のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、[第3号](#)に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) [第1項第1号](#)の規定により一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) [第1項第2号](#)の規定により一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) [第1項第2号](#)の規定により一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 [前項](#)の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止め処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 [前各項](#)に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(平10条例2・追加)

(勤勉手当の不支給及び一時差止め)

第19条の4 [前2条](#)の規定は、[第19条](#)の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、[第19条の2](#)中「[第18条第1項](#)」とあるのは「[第19条第1項](#)」と、[同条第1号](#)中「基準日から」とあるのは「基準日(第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する任命権者が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(平10条例2・追加)

(臨時的任用職員の給与)

第20条 臨時的に任用する職員の給与は、任命権者が他の職員との権衡を考慮して予算の範囲内で定める。

(昭44条例1・旧第19条繰下)

(この条例の施行に関し必要な事項)

第21条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、別に任命権者が定める。

(昭44条例1・旧第20条繰下)

付 則

- 1 [この条例](#)は、公布の日から施行する。
- 2 職員には当分の間、任命権者が別に定める暫定手当を支給する。
- 3 暫定手当の支給額は、[別表第3](#)のとおりとする。
- 4 し尿処理場の建設中に限り、他の地方公共団体の職員のうちし尿処理場建設作業に従事する者又は、これらの事務を補助する者のうち、必要と認めたものには、任命権者は別に定めるところにより暫定的に特別手当を支給することができる。

付 則(昭和38年4月2日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。
(号給職員の切替)
- 2 昭和37年10月1日(以下「切替日」という。)の前日において、改正前の武蔵野・小金井・村山地区衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)の規定により、号給を受ける職員の切替日における号給は、その者の切替日の前日における号給(以下「旧号給」という。)に対応する付則別表第1の切替表に定める号給とする。
(旧号給を受けていた期間の通算)
- 3 付則第2項の規定により、切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の条例第4条第4項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。
(施行日までの異動者の号給の決定等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者及びその属する等級の号給に異動のあつた職員の改正後の条例による当該適用又は異動の日における号給及びそれらを受

けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(給与の内払)

5 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(この条例の施行に関し必要な事項の委任)

6 付則第2項から第4項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は別に管理者が定める。

付 則(昭和39年4月20日条例第3号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。

2 この条例の施行に関し、必要な事項は別に管理者が定める。

3 昭和38年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、改正前の、武蔵野・小金井・村山地区衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)の規定に基づいて職員に支払われた給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

付 則(昭和40年3月29日条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和40年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の武蔵野・小金井・村山地区衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定は昭和39年9月1日から適用する。

3 昭和39年9月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の給与条例の規定に基づいて、職員に支払われた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

4 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(昭和40年6月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年5月1日から適用する。

付 則(昭和41年3月10日条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに付則第6項及び付則第7項の規定は昭和41年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、昭和40年9月1日から適用する。

3 昭和40年9月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の号給を受ける職員の切替日における号給及びこれを受ける期間に、通算されることとなる期間は、別に任命権者が定める。

4 切替日からこの条例の日の前日までの間において、この条例の規定による改正前の湖南衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又は、その受ける号給に異動のあつた職員のうち、任命権者の定める職員の同条例の規定による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定による当該適用又は、異動の日における号給及びこれを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

5 この条例の規定による改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例の規定による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。

6 昭和41年4月1日前に新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は、職員に湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第7条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてこれらの職員が、同日以後それぞれその者が職員となつた日又は、同号に掲げる事実が生じた日から15日以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る事実にかかる扶養手当の支給の開始又は、その支給額の改定については、なお、従前の例による。

7 この条例の規定による、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第18条の規定の適用については、昭和41年6月1日においては、同条第1項第2号中、「6月以内」とあるのは、「5ヶ月17日以内」と昭和42年3月1日においては、同条第1項第1号中、「12月以内」とあるのは、「11ヶ月17日以内」とする。

8 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、別に管理者が定め

る。

付 則(昭和42年3月15日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和41年9月1日から適用する。
(この条例の施行の日の前日までの間の異動者の号給等)
- 2 昭和41年9月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級または、その受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における職務の級または号給及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(給与の内払)
- 3 改正前の条例の規定にもとづいて、切替日からこの条例の施行の日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 4 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(昭和42年12月14日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和43年3月15日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。ただし、改正後の条例第14条第1項の規定は昭和43年4月2日から別表第3中不手当に関する規定は昭和43年4月1日から適用する。
(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)
- 2 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間においてこの条例の規定による改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の同条例の規定による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は任命権者の定めるところによる。
(調整手当と暫定手当との調整)
- 3 改正後の条例第6条の2の規定により調整手当を支給される職員に対しては、暫定手当は支給しない。
(昭和43年4月1日以降の給料月額)
- 4 改正後の条例別表に掲げる給料表の昭和43年4月1日以降における適用については、給料表に掲げる給料月額はその額に当該職務の等級の号給に係る暫定手当の月額(以下「暫定手当」という。)に10分の5を乗じて得た額に相当する額を加えた額に読み替えるものとする。
(給与の内払)
- 5 改正前の条例の規定にもとづいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の条例の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当は、改正後の条例の規定による調整手当の内払とみなす。
(委任)
- 6 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(昭和44年3月15日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。ただし、改正後の条例第8条の規定は昭和43年5月1日から、同条例第6条第3項の規定は昭和44年10月1日から適用する。
(最高号俸等の切替え等)
- 2 昭和43年7月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高

の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の日の前日までの間において、この条例の規定による改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の等級又はその受ける号給もしくは、給料月額に異動のあつた職員の同条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給もしくは給料月額およびこれらを受けることとなる期間は任命権者の定めるところによる。

(給与の内払)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替日(通勤手当にあつては、昭和43年5月1日)からこの条例の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則(昭和45年4月1日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年1月1日から適用する。
- 2 昭和44年 月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間は任命権者の定めるところによる。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例の規定による改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給もしくは、給料月額に異動のあつた職員の同条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給もしくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は任命権者の定めるところによる。

(給与の内払)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 この付則に定めるもののほか、その条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則(昭和46年3月10日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。ただし、改正後の別表第2は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 昭和45年5月1日及び昭和46年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間においてこの条例の規定による改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の同条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給もしくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(給与の内払)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の異動)

- 5 昭和46年4月1日において、その前日に4等級の職務の等級の号給を受ける職員は、その属する

号給が3号の者は5号とし以下4号から24号まで順次2号繰下げるものとする。

(委任)

6 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則(昭和47年1月5日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、昭和47年2月1日から施行し、昭和46年5月1日から適用する。ただし、改正後の条例第8条の規定及び別表第2は、昭和47年4月1日から施行する。

(最高号俸等の切替等)

2 昭和46年5月1日及び昭和47年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間においてこの条例の規定による改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の同条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給もしくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(給与の内払)

4 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則(昭和47年3月15日条例第3号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和47年7月12日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年1月6日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、昭和48年2月1日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第8条の規定及び別表第2並びに別表第4は、昭和48年4月1日から施行する。

(住居手当の経過規定)

2 昭和47年4月1日から昭和48年3月31日までの間における改正後の条例第8条の2第1項の規定の適用については、同条同項中「2,000円」とあるのは「1,500円」と読みかえるものとする。

(最高号俸等の切替等)

3 昭和47年4月1日及び昭和48年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間においてこの条例の規定による改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の同条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給もしくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(給与の内払)

5 改正前の条例の規定にもとづいて、切替日からこの条例の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

付 則(昭和48年3月30日条例第5号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則(昭和48年10月2日条例第9号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和48年11月1日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第5条第1項及び第19条第2項の規定は、昭和48年12月1日から、別表第2は、昭和49年4月1日から施行する。

(昇給期間の短縮)

- 2 昭和48年11月15日において在職する職員に対するこの条例の施行の日以降における最初の昇給規定(湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第4条第4項又は第6項ただし書の規定をいう。以下同じ。)の適用については、昇給規定に定める期間から3月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給もしくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(給料の内払い)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 5 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。
- 6 付則第1項に規定する別表第2の昭和49年度における適用については、これに掲げる給料月額はいずれもその額に、11,000円を加えて得た額とする。

(昭49条例5・追加)

付 則(昭和49年1月8日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

付 則(昭和49年7月10日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。ただし、第9条、第11条、第12条、第16条及び第18条第2項、第19条第2項の規定は、当分の間改正前の規定を適用する。(最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等)
- 2 昭和49年4月1日において、この条例による改正前の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の同日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
- 3 昭和49年4月2日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における給料月額及びこれを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(給与の内払)

- 4 職員が、改正前の条例の規定に基づいて昭和49年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則(昭和49年11月11日条例第7号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第14条第1項の規定は、昭和49年9月1日から、別表第2は、昭和50年4月1日から施行する。(最高号給等を受ける職員の号給等)
- 2 昭和49年4月1日及び昭和50年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月

額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

- 3 切替日から施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和48年10月湖南衛生組合条例第9号。以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給もしくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(給与の内払い)

- 4 改正前の条例の規定並びに湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(昭和49年7月湖南衛生組合条例第5号)の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(給与改善の暫定措置の適用関係)

- 5 湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例付則第1項ただし書及び第2項の規定の適用については、改正後のこの条例の規定を適用する。(委任)

- 6 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(昭和51年1月5日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。ただし、別表第2のうち2等級29号給、3等級33号給及び4等級33号給の各号級は、昭和51年4月1日から施行し、改正後の条例第8条第2項第2号及び第14条第1項並びに別表第4の規定は、昭和50年12月1日から適用する。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号級等)

- 2 切替日から施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和37年6月11日条例第6号。以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給もしくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(給与の内払い)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 4 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に任命権者が定める。

付 則(昭和52年1月5日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例別表第2第4欄の規定は、昭和51年12月28日から、第5条第3項、第8条第2項第2号及び第14条第1項並びに別表第2第3欄の規定は、昭和52年1月1日から適用する。

(最高号給等を受ける職員の号給等)

- 2 昭和51年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

- 3 切替日から施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和37年湖南衛生組合条例第6号。以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による

る当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給もしくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(給料の内払)

4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

5 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(昭和52年12月28日条例第6号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第6条第3項及び第8条の2第1項の規定並びに別表第1は、昭和52年4月1日から、別表第2は昭和52年12月28日から適用する。

(給与の内払)

3 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

4 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(昭和53年12月26日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第3項、第8条第2項第2号の規定及び別表第1並びに別表第2は、昭和53年4月1日から適用する。

(最高号給等を受ける職員の号給等)

3 昭和53年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

4 切替日から施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定めるところによる。

(給料の内払い)

5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

6 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(昭和54年12月25日条例第4号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第3項及び別表第1は、昭和54年4月1日から適用する。

(最高号給等を受ける職員の号給等)

3 昭和54年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける期間の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

4 切替日から施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給

料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は、異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定めるところによる。

(給与の内払い)

5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

6 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(昭和55年12月25日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。ただし、改正後の第8条第2項第2号の規定は昭和56年1月1日から「別表中特1等級20号給、1等級28号給、2等級30号給及び3等級35号給の改正規定は昭和56年4月1日から施行する。

(最高号給等を受ける職員の号給等)

2 昭和55年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

3 切替日から施行日の前までの間(以下「切替期間」という。)において改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定めるところによる。

(給与の内払)

4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

5 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(昭和57年3月15日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第3項及び第6条の2第2項の規定ならびに別表第1は、昭和56年4月1日から適用する。

(切替期間の異動者の号給等)

2 昭和56年4月1日から施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(給与の内払い)

3 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

4 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則(昭和59年5月4日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

2 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のこの条例による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は任命権者の定めるところによる。

(給与の内払い)

3 改正前の条例の規定に基づいて、切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

4 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(昭和60年5月20日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、昭和60年4月1日から適用し、改正後の条例第6条第3項、第8条の2第1項及び付則別表第1の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(異動者の号給等)

2 切替日から昭和60年3月31日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は管理者の定めるところによる。

(給与の内払い)

3 改正前の条例の規定に基づいて、切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(職務の等級の切替)

4 昭和60年4月1日(以下「再切替日」という。)における職員の職務の等級については、その前日に特1等級である者は1等級へ、1等級である者は2等級へ、2等級である者は3等級へ、3等級である者は4等級へ、4等級である者は5等級へそれぞれ切替、5等級である者は5等級に据置くものとする。

(号給等の切替)

5 前項の規定により、職務の等級を切替えた後のそれぞれの属する号給は、再切替日の前日における等級の号給の額に相当する額に対応する号給とし、当該対応する号給のないときは、その額の直近上位の額に対応する号給とする。

(次期昇給期の取扱い)

6 再切替日における号給又は、給料月額を決定された職員に対する再切替日以降における最初の改正後の条例第4条第2項及び第4項の規定の適用については、再切替日前の号給又は給料月額を受けていた期間を再切替日におけるその者の号給又は給料月額を受ける期間に通算するものとする。

(委任)

7 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に管理者が定める。

付則別表第1

給料表

(単位 円)

等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
1	261,600					

2	270,300	185,900				
3	279,000	194,200	161,500			
4	287,700	202,500	169,500	124,800	115,000	
5	296,600	210,800	177,700	131,400	119,800	
6	305,000	219,100	185,900	138,300	124,800	
7	313,400	227,500	194,200	145,700	131,400	107,000
8	321,600	235,900	202,500	153,500	138,300	110,600
9	329,700	244,400	210,800	161,500	145,700	115,000
10	337,700	252,900	219,100	169,500	153,500	119,800
11	345,300	261,600	227,500	177,700	161,500	124,800
12	352,600	270,300	235,900	185,900	169,500	131,400
13	359,600	279,000	244,400	194,200	177,700	138,300
14	366,500	287,700	252,900	202,500	185,900	145,700
15	372,900	296,600	261,600	210,800	194,200	153,500
16	379,200	305,000	270,300	219,100	202,500	161,500
17	385,300	313,400	279,000	227,500	210,800	169,500
18	391,300	321,600	287,700	235,900	219,100	177,700
19	397,100	329,700	296,600	244,400	227,500	185,900
20	402,800	337,700	305,000	252,900	235,900	194,200
21		345,300	313,400	261,600	244,400	202,500
22		352,600	321,600	270,300	252,900	210,800
23		359,600	329,700	279,000	261,600	219,100
24		365,900	336,800	287,700	270,300	227,500
25		372,000	343,700	296,600	279,000	235,900
26		377,800	350,000	305,000	287,700	244,400
27		383,500	356,100	312,400	296,600	252,900
28		389,100	361,900	319,100	303,700	259,900
29			367,500	325,800	310,100	266,400
30			373,100	332,100	316,000	272,600
31				338,300	321,500	278,500
32				344,400	326,900	283,700
33				350,400	332,100	288,600
34				356,400		
35				362,000		

備考 この表の適用は昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までとする。

付 則(昭和61年3月28日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和60年7月1日から適用する。
(異動者の号給等)
- 2 昭和60年7月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(期末手当の特例措置)
- 3 昭和60年6月に支給する期末手当の計算の基礎となる給料、扶養手当の月額及びこれらに対する調整手当並びに住居手当の月額(以下「給与月額」という。)は、付則第1項中「昭和60年7月1日」とあるのを「昭和60年6月1日」としたならば、当該職員が受けるべき給与月額とする。
(勤勉手当の特例措置)
- 4 昭和60年6月に支給する勤勉手当について、改正後の条例第19条第2項前段に規定する給料月額及びこれに対する調整手当並びに同項後段に規定する給与月額は、それぞれ前項における付則第1項の読替えと同様の措置を講じて定められる給料月額及びこれに対する調整手当並びに給与月額とする。
(昇給の基準の特例措置)
- 5 昭和61年3月31日現在在職する職員にあつては、昭和61年4月1日以降における最初の昇給に限り、改正後の条例第4条第4項中「12カ月」とあるのは「15カ月」と、同条第6項ただし書中「24カ月」とあるのは、「27カ月」と、「18カ月」とあるのは「21カ月」とそれぞれ読替えるものとする。
(給与の内払)
- 6 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。付則第3項及び第4項の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された昭和60年6月に支給する期末手当及び勤勉手当についても同様とする。
(委任)
- 7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(昭和62年3月28日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和61年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 2 昭和61年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(異動者の号給等)
- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(給与の内払)
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 5 付則第2項、第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に

管理者が定める。

付 則(昭和63年3月26日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和62年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 2 昭和62年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受け取る期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(異動者の号給等)
- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(給与の内払)
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 5 付則第2項、第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(平成元年3月20日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項第2号、同項第3号及び同項第4号の改正規定、同条第3項の改正規定中、「18歳未満の子」に係る部分は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和63年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 昭和63年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は、給料月額及びこれらを受け取る期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日までの間において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(給与の内払)
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 6 付則第2項、第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(平成元年6月8日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(勤勉手当に関する経過措置)
- 2 平成元年12月1日及び平成2年3月1日を基準日として支給する勤勉手当に限り、この条例による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用について

は同条中「調整手当の月額」とあるのは、「調整手当及び住居手当の月額に100分の80を乗じて得た額」とする。

付 則(平成2年3月12日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、平成2年4月1日から適用し、改正後の条例第8条の2第1項及び付則別表第1の規定は、平成元年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 2 平成元年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受け期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(異動者の号給等)
- 3 切替日から平成2年3月31日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定めるところによる。
(給料表の特例)
- 4 改正後の条例の規定にかかわらず、切替期間における給料表については、付則別表第1に掲げる給料表によるものとする。
(号給等の切替)
- 5 改正後の条例別表第1の適用については、平成2年4月1日(以下「再切替日」という。)における職員の職務の等級については、再切替日の前日における等級の給料月額とし、当該対応する給料月額のないときは、その額の直近上位の額に対応する号給とする。
(次期昇給の取扱)
- 6 再切替日における号給又は、給料月額を決定された職員に対する再切替日以降における最初の改正後の条例第4条第2項及び第4項の規定については、再切替前の号給又は給料月額を受けていた期間を再切替日におけるその者の号給又は給料月額を受け期間に通算するものとする。
(給与の内払い)
- 7 改正前の条例の規定に基づいて、切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。
(委任)
- 8 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付則別表第1

給料表

(単位：円)

等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
1	301,500		168,500		109,400
2	311,300	215,300	177,600	131,900	113,700
3	321,200	224,700	186,900	137,600	118,000
4	331,000	234,100	196,200	143,500	122,400
5	340,700	243,500	205,500	151,500	126,800
6	350,400	253,000	214,800	159,600	131,900
7	359,800	262,500	224,200	168,500	137,600
8	369,100	272,200	233,600	177,600	143,500

9	378,300	281,900	243,000	186,900	151,500
10	387,300	291,600	252,400	196,200	159,600
11	395,700	301,300	261,800	205,500	168,500
12	403,700	311,100	271,500	214,800	177,600
13	410,800	320,900	281,200	224,200	186,900
14	417,800	330,700	290,900	233,600	196,200
15	424,500	340,400	300,600	243,000	205,500
16	431,100	350,100	310,400	252,400	214,800
17	437,500	359,500	320,200	261,800	224,200
18	443,600	368,800	330,000	271,400	233,600
19	449,400	377,900	339,700	281,000	243,000
20	454,700	386,900	349,300	290,600	252,400
21	459,900	395,200	358,700	300,200	261,800
22	465,100	403,000	368,000	310,000	271,400
23		410,000	376,900	319,700	281,000
24		416,400	384,900	329,400	290,600
25		422,600	392,300	339,000	300,200
26		428,600	398,600	348,600	309,800
27		434,400	404,700	358,000	319,500
28		439,600	410,600	367,200	329,200
29		444,800	416,100	373,900	338,700
30		450,000	421,500	380,400	346,500
31			426,900	386,600	353,600
32			432,100	392,400	359,700
33				398,100	365,300
34				403,800	370,800
35				409,300	376,100
36				414,700	
37				419,900	

備考 この表の適用は平成元年4月1日から平成2年3月31日までとする。

付 則(平成3年3月5日条例第1号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 平成2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受

ける期間に通算されることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(異動者の号給等)

- 3 改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 付則第2項、第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に任命権者が定める。

付 則(平成4年3月3日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 平成3年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 付則第2項、第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に任命権者が定める。

付 則(平成5年3月31日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成5年3月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成4年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(異動者の号給等)

- 4 切替日から平成5年2月28日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(給料表の特例)

- 5 改正後の条例の規定にかかわらず、切替期間における給料表については、付則別表に掲げる給料表によるものとする。
(扶養手当に関する経過措置)
- 6 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第1号から第3号までに該当する者のうち、昭和49年4月1日以前に生まれた子で改正後の条例第6条第2項第2号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子」という。))を有する者で、第1号に該当する者にあつては、その者が職員となつた日において、第2号に該当するものにあつては切替日において、第3号に該当するものにあつては、その者が同号に該当する者となつた日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))がなく、かつ、扶養親族たる子(改正前の条例第6条第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。))がなかつたときは、配偶者がなかつた旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。
- (1) 切替期間において新たに職員となつた者であつて、その者が職員となつた日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第6条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。))を有していたもの
 - (2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者
 - (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となつた者
 - (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがある職員であつた者
 - (5) 新規扶養親族たる子があり、かつ、配偶者(改正前の条例第7条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。))があつた職員であつて、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となつた日に扶養親族たる子がなかつたもの
 - (6) 新規扶養親族たる子があり、かつ、配偶者がなかつた職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となつた日に扶養親族たる子がなかつたもの
- 7 前項の規定による届出を行つた者に対する改正後の条例第7条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成5年3月湖南衛生組合条例第1号。以下「改正条例」という。))付則第6項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、又は改正条例付則第6項の規定による届出が改正条例(別表第1の改正規定を除く。))の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例付則第6項」と、「同項第2号」とあるのは「第1項第2号」とする。
- 8 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第7条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成5年3月湖南衛生組合条例第1号。別表第1の改正規定を除く。))の施行の日から30日」とする。
- (1) 施行日から15日以内に新たに職員となつた者に新規扶養親族たる子等がある場合
 - (2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至つた場合
 - (3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる子がなかつた場合
(給与の内払)
- 9 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 10 付則第3項、第4項及び第9項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に任命権者が定める。
付則別表(付則第5項関係)
給料表

(単位：円)

等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
1	336,000		200,000		125,400
2	346,000	247,300	209,100	157,400	130,700
3	356,000	256,900	218,400	166,100	136,800
4	366,000	266,500	227,800	175,300	143,500
5	376,000	276,100	237,300	183,500	150,200
6	385,900	285,700	246,800	191,500	157,400
7	395,700	295,500	256,300	200,000	166,100
8	405,400	305,400	265,800	209,100	175,300
9	414,800	315,400	275,400	218,400	183,500
10	424,000	325,400	285,000	227,800	191,500
11	432,400	335,500	294,800	237,300	200,000
12	440,700	345,600	304,700	246,800	209,100
13	448,000	355,700	314,600	256,300	218,400
14	455,300	365,600	324,600	265,800	227,800
15	462,100	375,500	334,700	275,300	237,300
16	468,900	385,400	344,800	284,800	246,800
17	475,500	395,100	354,900	294,500	256,300
18	481,900	404,800	364,800	304,400	265,800
19	488,000	414,200	374,700	314,300	275,300
20	493,600	423,500	384,500	324,300	284,800
21	499,100	431,800	394,100	334,400	294,400
22	504,500	439,900	403,700	344,500	304,300
23		447,100	413,100	354,500	314,200
24		453,600	421,300	364,300	324,100
25		460,000	428,700	374,100	334,100
26		466,200	435,100	383,900	344,200
27		472,100	441,300	393,400	354,100
28		477,600	447,300	402,700	363,900
29		483,100	452,900	410,300	373,700
30		488,500	458,500	416,800	383,400
31			464,000	423,100	392,900
32			469,400	429,100	402,100

33				435,000	409,700
34				440,700	416,200
35				446,300	422,500
36				451,900	428,800
37				457,400	434,100
38					439,800
39					445,400
40					450,900
41					456,300

付 則(平成6年3月31日条例第1号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第13条までの改正規定、第16条の改正規定並びに付則第7項の規定は、平成6年4月1日から施行する。
- この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 平成5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受け取る期間に通算されることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(異動者の号給等)

- 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に任命権者が定める。

(湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年12月湖南衛生組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成7年3月28日条例第1号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 平成6年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受け取る期間に通算されることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(給与の内払い)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 付則2項、3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、別に任命権者が定める。

付 則(平成8年2月28日条例第1号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成7年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 平成7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。
(異動者の号給等)
- 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。
(給与の内払い)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 付則2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に任命権者が定める。

付 則(平成9年2月26日条例第1号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 平成8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。
(異動者の号給等)
- 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。
(給与の内払い)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 付則2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に任命権者が定める。

付 則(平成10年3月2日条例第1号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成9年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 平成9年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給又は最高の

号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(給与の内払い)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

5 付則2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に任命権者が定める。

付 則(平成10年8月25日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給する期末手当及び勤勉手当から適用する。

付 則(平成11年3月24日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項及び別表第1の規定は、平成11年4月1日から適用し、改正後の条例第6条第4項及び付則別表第1の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

2 平成10年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(給与の内払い)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(職務の等級の切替)

5 平成11年4月1日(以下「再切替日」という。)における職員の職務の等級については、その前日に1等級及び2等級である者は据置き、3等級である者は4等級へ、4等級である者は5等級へ、5等級である者は6等級へそれぞれ切り替えるものとする。

(号給等の切替)

6 前項の規定により、職務の等級を切替えた後のそれぞれの属する号給は、再切替日の前日における等級の号給の額に相当する額に対応する号給とし、当該対応する号給のないときは、その額の直近上位の額に対応する号給とする。

(次期昇給期の取扱い)

7 再切替日における号給又は、給料月額を決定された職員に対する再切替日以降における最初の改正後の条例第4条第2項及び第4項の規定の適用については、再切替日前の号給又は給料月額を受けていた期間を再切替日におけるその者の号給又は給料月額を受ける期間に通算するものとする。

(委任)

8 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付則別表第1(第3条関係)

給料表

(単位：円)

等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
1	366,800		215,500		132,000
2	377,300	267,400	225,100	168,100	137,800
3	387,800	278,500	235,300	177,600	144,600
4	398,200	289,600	245,600	188,500	152,000
5	408,400	300,700	256,000	197,200	159,600
6	418,600	311,700	266,500	206,300	168,100
7	428,700	322,800	277,400	215,500	177,600
8	438,600	333,800	288,500	225,100	188,500
9	448,200	344,800	299,600	235,300	197,200
10	457,600	355,600	310,500	245,600	206,300
11	466,100	366,300	321,500	256,000	215,500
12	474,400	376,800	332,500	266,500	225,100
13	482,200	387,300	343,300	277,200	235,300
14	489,500	397,500	353,800	287,900	245,600
15	496,100	407,700	364,300	298,600	256,000
16	502,200	417,800	374,500	309,300	266,500
17	508,200	427,800	384,700	320,100	277,000
18	514,300	437,500	394,700	330,900	287,500
19	520,400	446,800	404,100	341,700	297,800
20	525,900	455,900	413,400	352,100	307,900
21	530,900	464,000	422,600	362,500	318,100
22	535,900	471,400	431,600	372,700	328,300
23		478,700	440,400	382,700	338,500
24		484,900	448,400	392,300	348,700
25		491,000	455,600	401,700	358,900
26		496,700	461,700	411,000	369,000
27		502,000	467,600	420,200	379,000
28		507,300	473,400	429,200	388,600
29		512,600	478,700	437,000	397,800
30		517,800	484,000	443,700	406,500

31		522,800	489,100	449,400	414,900
32			494,200	455,000	422,800
33			499,200	460,100	429,500
34				465,200	434,600
35				470,300	438,900
36				475,400	443,100
37				480,400	447,400
38				485,400	452,000
39					456,700
40					461,700
41					466,800
42					471,900

備考 5等級の8号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず184,200円とする。

(この表の適用は平成10年4月1日から平成11年3月31日までとする。)

付 則(平成12年2月25日条例第1号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 平成11年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(異動者の号給等)
- 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(給与の内払い)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。
(委任)
- この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(平成12年8月21日条例第2号)

(施行期日)

- この条例は、平成12年10月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行前にした業務に係る手当については、なお従前の例による。

付 則(平成13年3月27日条例第1号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。
- この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則(平成13年5月25日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

(号給等の切替え)

- 2 この条例による改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の別表第1における号給(以下「新号給」という。)は、平成13年7月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級及び号給(以下「旧号給」という。)に対応する付則別表第1に定める給料月額の新号給欄に定める号給とする。

(経過措置)

- 3 前項の規定により新号給が決定される職員は、改正後の条例第4条第6項の規定にかかわらず、切替日から平成18年3月31日までの間、当該職員の属する職務の級に対応する改正前の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例別表第1に定める職務の級の最高号給に相当する給料月額に達するまでは、12月を下らない期間で昇給させることができる。

(旧号給を受けていた期間)

- 4 付則第2項の規定により新号給が決定される職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第4条第4項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

- 5 切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(委任)

- 6 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付則別表第1(付則第2項関係)

新号給への切替表

旧号給	新号給					
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	6		4			1
2	7	3	5			2
3	8	3	6	3		3
4	9	4	8	4		4
5	10	5	9	5		5
6	11	6	10	6	1	6
7	11	7	11	7	2	7
8	12	8	12	8	3	8
9	13	9	13	10	4	9
10	14	10	14	11	5	10
11	14	11	15	12	6	11
12	15	12	15	13	8	12
13	16	13	16	14	9	13

14	17	14	17	15	10	15
15	18	15	18	16	11	16
16	19	16	19	17	12	17
17	20	17	21	18	13	18
18	22	17	22	19	14	19
19	24	18	23	20	16	20
20		19	25	21	17	21
21		20	27	22	18	23
22		21	29	24	19	24
23		23	31	26	20	25
24		24		28	21	27
25		26		30	22	28
26		28		33	24	30
27		30		35	26	34
28					28	39
29					30	
30					33	
31					35	
32					38	
33					40	
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						

備考 この表に対応する新号給が掲げられていない旧号給に係る切替日における給料月額については、別に管理者が定める。

付 則(平成15年3月25日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第16条の規定は、平成15年4月1日以後に行う勤務の1時間当たりの給料等の額の算出

から適用し、同日前に行った勤務の1時間当たりの給料等の額の算出については、なお従前の例による。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成15年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(平成15年12月19日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第16条の規定は、平成16年1月1日以後に行う勤務の1時間当たりの給料等の額の算出から適用し、同日前に行った勤務の1時間当たりの給料等の額の算出については、なお従前の例による。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成16年1月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則(平成18年2月17日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条、第5条、第6条の2、第16条、第18条、第19条の改正並びに付則第7項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う勤務の1時間当たりの給料等の額の算出について適用し、施行日前に行った勤務の1時間当たりの給料等の額の算出については、なお従前の例による。

(最高号給等の切替え等)

- 3 施行日の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、任命権者が定める。

(勤勉手当に関する特例措置)

- 4 施行日から平成18年6月30日までの間における改正後の条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「6月1日及び12月1日」とあるのは「3月1日、6月1日及び12月1日」と、「基準日以前6月以内」とあるのは「基準日が3月1日及び6月1日である場合にあっては基準日以前3月以内、12月1日である場合にあっては基準日以前6月以内」とする。

- 5 施行日から平成18年6月30日までの間における改正後の条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の60、12月に支給する場合には100分の55」とあるのは「3月に支給する場合には100分の5、6月に支給する場合には100分の60、12月に支給する場合には100分の55」とする。

(委任)

- 6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

(湖南衛生組合職員退職手当支給条例の一部改正)

- 7 湖南衛生組合職員退職手当支給条例(昭和39年9月湖南衛生組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成19年2月16日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う勤務の1時間当たりの給料等の額の算出について適用し、施行日以前に行った勤務の1時間当たりの給料等の額の算出については、なお従前の例による。
(最高号給等の切替え等)
- 3 施行日の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、任命権者が定める。
(勤勉手当に関する特例措置)
- 4 施行日から平成19年6月30日までの間における改正後の条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「6月1日及び12月1日」とあるのは「3月1日、6月1日及び12月1日」と、「基準日以前6月以内」とあるのは「基準日が3月1日及び6月1日である場合にあっては基準日以前3月以内、12月1日である場合にあっては基準日以前6月以内」とする。
- 5 施行日から平成19年6月30日までの間における改正後の条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の55」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の5、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の55」とする。
(委任)
- 6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則(平成20年2月19日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う勤務の1時間当たりの給料等の額の算出について適用し、施行日以前に行った勤務の1時間当たりの給料等の額の算出については、なお従前の例による。
(勤勉手当に関する特例措置)
- 3 施行日から平成20年3月31日までの間における改正後の条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「6月1日及び12月1日」とあるのは「3月1日、6月1日及び12月1日」と、「基準日以前6月以内」とあるのは「基準日が3月1日及び6月1日である場合にあっては基準日以前3月以内、12月1日である場合にあっては基準日以前6月以内」とし、同年4月1日から同年6月30日までの間における同項の規定の適用については、同項中「基準日以前6月以内」とあるのは「基準日が6月1日である場合にあっては基準日以前3月以内、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前6月以内」とする。
(平20条例2・一部改正)
- 4 施行日から平成20年3月31日までの間における改正後の条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の55」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の10、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の55」とする。
(平20条例2・一部改正)
- 5 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則(平成20年3月31日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第16条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う勤務の1時間当たりの給料等の額の算出について適用し、施行日以前に行った勤務の1時間当たりの給料等の額の算出については、なお従前の例による。
(委任)
- 3 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。
(湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成20年2月湖南衛生組合条例第1号)の一部を次のように改正する。
[次のよう] 略
付 則(平成21年2月20日条例第1号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う勤務の1時間当たりの給料等の額の算出について適用し、施行日以前に行った勤務の1時間当たりの給料等の額の算出については、なお従前の例による。
(委任)
 - 3 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。
付 則(平成22年2月16日条例第2号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の第16条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う勤務の1時間当たりの給料等の額の算出について適用し、施行日以前に行った勤務の1時間当たりの給料等の額の算出については、なお従前の例による。
付 則(平成22年7月13日条例第5号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の第16条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う勤務の1時間当たりの給料等の額の算出について適用し、施行日以前に行った勤務の1時間当たりの給料等の額の算出については、なお従前の例による。
付 則(平成23年7月15日条例第7号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
付 則(平成24年2月14日条例第1号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。
付 則(平成25年2月13日条例第1号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の第16条の規定は、この条例の施行の日以後に行う勤務の1時間当たりの給料等の額の算出について適用し、同日以前に行った勤務の1時間当たりの給料等の額の算出については、なお従前の例による。

附 則(平成26年2月12日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平21条例1・平22条例2・平22条例5・平23条例7・平24条例1・平25条例1・平26条例1・全改)

給料表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	296,200	267,500	229,500	229,500	199,800	167,100
2	298,700	269,800	231,600	231,500	201,800	169,100
3	301,200	272,100	233,800	233,600	203,900	171,200
4	303,700	274,300	236,000	235,700	206,000	173,300
5	306,300	276,700	238,300	237,900	208,100	175,300
6	308,800	279,000	240,400	239,900	210,100	177,300
7	311,400	281,300	242,600	242,000	212,200	179,300
8	314,000	283,600	244,800	244,100	214,300	181,400
9	316,600	285,900	247,000	246,300	216,500	183,500
10	319,100	288,200	249,200	248,400	218,600	185,500
11	321,700	290,600	251,400	250,500	220,700	187,500
12	324,300	293,000	253,600	252,600	222,800	189,600
13	326,900	295,400	255,900	254,800	224,900	191,600
14	329,500	297,800	258,200	256,900	227,000	193,600
15	332,200	300,300	260,500	259,100	229,100	195,700
16	334,900	302,800	262,800	261,300	231,200	197,700
17	337,600	305,300	265,100	263,500	233,400	199,700
18	340,300	307,800	267,400	265,600	235,500	201,800
19	343,000	310,300	269,700	267,800	237,700	203,800
20	345,700	312,800	272,000	270,000	239,800	205,800
21	348,400	315,400	274,300	272,200	242,000	207,800
22	351,100	317,900	276,600	274,300	244,100	209,800
23	353,800	320,500	278,900	276,500	246,200	211,800
24	356,500	323,100	281,200	278,800	248,300	213,800
25	359,200	325,700	283,500	281,100	250,500	215,800
26	361,900	328,300	285,800	283,300	252,600	217,800
27	364,600	330,900	288,100	285,500	254,700	219,800

28	367,300	333,500	290,500	287,800	256,800	221,800
29	370,000	336,200	292,900	290,200	258,900	223,700
30	372,700	338,800	295,200	292,500	261,000	225,700
31	375,400	341,400	297,600	294,800	263,100	227,600
32	378,100	344,100	300,000	297,200	265,200	229,600
33	380,900	346,800	302,400	299,600	267,200	231,600
34	383,600	349,400	304,800	302,000	269,300	233,600
35	386,300	352,100	307,200	304,400	271,300	235,500
36	389,000	354,800	309,600	306,800	273,300	237,400
37	391,800	357,400	312,100	309,200	275,300	239,300
38	394,500	360,100	314,500	311,600	277,400	241,300
39	397,300	362,700	316,900	313,900	279,400	243,200
40	400,100	365,300	319,400	316,200	281,400	245,100
41	402,900	367,900	321,900	318,500	283,400	247,000
42	405,700	370,500	324,400	320,800	285,500	249,000
43	408,600	373,100	326,800	323,100	287,500	250,900
44	411,400	375,700	329,300	325,400	289,500	252,800
45	414,300	378,300	331,700	327,700	291,500	254,700
46	417,200	380,900	334,100	330,000	293,500	256,700
47	420,100	383,500	336,500	332,300	295,500	258,600
48	422,900	386,100	338,900	334,500	297,500	260,500
49	425,700	388,700	341,400	336,700	299,400	262,400
50	428,400	391,200	343,800	339,000	301,400	264,400
51	431,100	393,700	346,200	341,300	303,400	266,300
52	433,800	396,200	348,600	343,500	305,400	268,200
53	436,500	398,700	351,100	345,700	307,300	270,100
54	438,800	401,200	353,400	348,000	309,300	272,000
55	441,000	403,700	355,700	350,300	311,300	273,900
56	443,200	406,200	357,900	352,500	313,200	275,800
57	445,400	408,600	360,100	354,700	315,100	277,600
58	447,200	411,000	362,400	356,700	317,000	279,400
59	448,900	413,400	364,700	358,700	318,900	281,200
60	450,600	415,800	366,900	360,700	320,800	283,000
61	452,300	418,200	369,100	362,600	322,700	284,700
62	453,900	420,100	371,400	364,600	324,600	286,400
--						

	455,400	422,000	373,600	366,600	326,500	288,100
64	456,900	423,900	375,800	368,600	328,400	289,800
65	458,400	425,800	378,000	370,500	330,200	291,500
66	459,700	427,500	380,200	372,500	332,100	293,200
67	461,000	429,100	382,400	374,400	334,000	294,800
68	462,200	430,700	384,600	376,300	335,800	296,400
69	463,400	432,300	386,800	378,200	337,600	298,000
70	464,200	433,500	389,000	379,800	339,500	299,600
71	465,000	434,800	391,100	381,300	341,300	301,200
72	465,800	436,000	393,200	382,700	343,100	302,700
73	466,600	437,200	395,300	384,100	344,900	304,200
74	467,300	438,000	396,900	385,300	346,800	305,800
75	468,000	438,700	398,400	386,400	348,600	307,300
76	468,700	439,400	399,900	387,500	350,400	308,800
77	469,300	440,000	401,400	388,600	352,200	310,300
78	470,000	440,600	402,800	389,600	354,000	311,800
79	470,700	441,300	404,100	390,600	355,800	313,300
80	471,300	442,000	405,400	391,600	357,500	314,800
81	471,900	442,600	406,700	392,500	359,200	316,300
82	472,600	443,300	408,000	393,400	360,800	317,800
83	473,300	443,900	409,200	394,300	362,300	319,300
84	473,900	444,500	410,400	395,200	363,800	320,700
85	474,500	445,100	411,600	396,100	365,300	322,100
86	475,200	445,800	412,500	396,800	366,500	323,100
87	475,900	446,400	413,400	397,500	367,700	324,100
88	476,500	447,000	414,300	398,200	368,800	325,100
89	477,100	447,600	415,100	398,900	369,900	326,100
90	477,800	448,300	415,900	399,600	371,000	327,100
91	478,500	448,900	416,700	400,200	372,100	328,100
92	479,100	449,500	417,400	400,800	373,200	329,000
93	479,700	450,100	418,100	401,400	374,200	329,900
94	480,400	450,800	418,800	402,100	375,100	330,700
95	481,100	451,400	419,500	402,700	376,000	331,500
96	481,700	452,000	420,100	403,300	376,800	332,200
97	482,300	452,600	420,700	403,900	377,600	332,900
--						

		453,300	421,400	404,500	378,300	333,400
99		453,900	422,100	405,100	379,000	333,800
100		454,500	422,700	405,600	379,600	334,200
101		455,100	423,300	406,100	380,200	334,600
102		455,700	424,000	406,700	380,800	335,000
103		456,300	424,600	407,200	381,400	335,400
104		456,900	425,200	407,700	382,000	335,800
105		457,500	425,800	408,200	382,500	336,200
106		458,100	426,400	408,800	383,100	336,600
107		458,700	427,000	409,300	383,700	337,000
108		459,300	427,600	409,800	384,200	337,400
109		459,900	428,200	410,300	384,700	337,800
110			428,800	410,900	385,300	338,200
111			429,400	411,400	385,800	338,600
112			430,000	411,900	386,300	339,000
113			430,600	412,400	386,800	339,300
114			431,200	412,900	387,400	339,700
115			431,800	413,500	387,900	340,100
116			432,400	414,000	388,400	340,400
117			433,000	414,500	388,900	340,700
118			433,600	415,100	389,400	341,100
119			434,200	415,600	389,900	341,500
120			434,800	416,100	390,400	341,900
121			435,400	416,600	390,800	342,200
122				417,200	391,300	342,600
123				417,700	391,800	343,000
124				418,200	392,300	343,400
125				418,700	392,700	343,700
126				419,300	393,200	344,100
127				419,800	393,600	344,500
128				420,300	394,100	344,900
129				420,800	394,600	345,200
130					395,100	345,600
131					395,600	346,000
132					396,100	346,400

					396,500	346,700
134						347,100
135						347,500
136						347,900
137						348,200
138						348,600
139						348,900
140						349,300
141						349,700
142						350,100
143						350,500
144						350,900
145						351,200
146						351,600
147						352,000
148						352,400
149						352,700